

相続トラブルの原因①～相続税の変遷

平成 27 年より基礎控除が 4 割下がり、相続税を納める人が倍にもなるといわれる今回の相続税増税。でも、遡ってみればもっと相続税が重い時代がありました。それは昭和から平成初期の頃の、まさにバブル崩壊直後のことです。路線価の上昇は地価の推移と若干タイムラグがあります。さらに相続税の申告納付時期にも時差があります。最も高い評価額で土地を相続した場合は、相続税を納付する時にはバブル崩壊して路線価評価以下でも売却できない、「相続税破産」なんて悲劇が起きました。この頃の資産家にとって、相続はまさに地獄でした。これを受けて、相続税は大幅に減税されます。

地価の推移と相続税の改正

財務省の発表によりますと、相続税及び贈与税の税収のピークは平成 5 年の 2 兆 9377 億円で、資産バブルの崩壊後は減少傾向にありました。一方相続税の課税割合(相続税の課税件数を死亡者数で割った率)は昭和 62 年の 7.9%がピークで、平成 23 年は 4.1%でした。

そもそも日本の相続財産は、約 6 割が土地などの不動産資産とされています。上の「相続税・贈与税収の推移グラフ」と下の「地価公示指数の推移と相続税の改正」の公示地価のグラフを重ねてみるとぴったり一致します。

上の図の相続税の課税割合の折れ線が昭和63年でいったん下がっているのは、この年に相続税の基礎控除の大幅な上げがあったからです。2,000 万円+200万円×法定相続人数から 4,000 万円+800万円×法定相続人数に、と倍増、最高税率も 75%から 70%になっています。平成 15 年には基礎控除も 5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数にまで増え、最高税率も 50%に下がりました。

さて、平成27年にその相続税の基礎控除が大幅に下がり、3,000 万円+600万円×法定相続人数となり、最高税率も 55%となりました。増税により、相続税の課税割合も激増すると推測されます。

(資料は財務省ホームページより)

